

随意契約理由

令和6年(2024年)2月29日

契約担当課名	読書振興課
発注担当課名	読書振興課
契約名称	豊中市学校図書館等読書活動支援システム 情報共有データベース延長利用
契約内容	情報共有データベース延長利用
契約締結日 及び契約期間	令和6年(2024年)2月29日 令和6年(2024年)3月1日から令和7年(2025年)2月28日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	富士通 Japan 株式会社 大阪府中央区城見 2-2-6
契約金額	月額 264,000 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>学校図書館を活用した授業記録やブックリスト、掲示板などの情報共有データベースの合理化・最適化を目的とした構築期間確保にむけて、同社で開発し運用保守業務を委託している現行の情報共有データベースを引き続き運用する。安定的な稼働とセキュリティ保持、および障害発生時における迅速な対応を可能にするため、データ形式、データベース構造を熟知した同社が本業務を実施することが不可欠である。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。</p>